

令和7年第8回農業委員会議事録

令和7年8月25日

下妻市農業委員会

令和7年第8回下妻市農業委員会会議録

1.

日 時 令和7年8月25日(月) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-2

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 現況証明書の交付決定について

第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による令和7年度農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について(一括方式)

第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による令和7年度農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について(再転貸)

4. 報 告

第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己

2番 鶴見 清忠

4番 野村 操

5番 栗原 三郎

6番 鈴木 政良

7番 中山 悟

8番 吉川 利幸

9番 飯島 晴彦

10番 草間 進

11番 白井 安男

12番 笠島 修

13番 羽賀 茂

14番 齊藤 森一

15番 稲川 広美

16番 飯村 春夫

17番 程塚 裕行

18番 塚田 好克

19番 齋藤 孝夫

欠席委員次のとおり

3番 結束 乾一

出席職員次のとおり

局長 広瀬 和男 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和7年第8回下妻市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、18名であります。

欠席の届出は、3番 結束 乾一 君であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、15番 稲川 広美 君、16番 飯村 春夫 君 の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、9件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、田、402㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、加養地内、田、402㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、神明、若柳及び北大宝地内、4筆、田及び畑、合計13,505㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、南原地内、畑、497㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、半谷地内、2筆、田、合計4,650㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、皆葉地内、田、703㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧ください。

処理番号7号、申請地、若柳地内、畑、14㎡、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作

面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、樋橋及び亀崎地内、7筆、田及び畑、合計11,906㎡、申請理由は、耕作地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、下妻地内、4筆、田及び畑、合計2,679㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:笠島委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南西へ1.4kmにあり、休耕で、雑草が繁茂していました。8月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:草間委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、県立下妻第二高等学校第二運動場から北東へ650mにあり、休耕で、短い草が生えていました。8月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には現地調査の際に行い、申請事由のとおりであることを確認しました。

申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号:程塚委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江小学校から南西へ1.5km圏内にあり、水稻の作付け及び休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号:鶴見委員(代理報告)

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、砂沼球場から西へ300mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号:鶴見委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第一選果場から南西へ800mにあり、水稻の作付けがされていました。8月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号:羽賀委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、大形郵便局から南へ約1.5kmにあり、水稻の作付けがされていました。8月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号:程塚委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江小学校から南西へ約200mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号:高橋委員

議案第1号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から南東へ約1.1km～1.8km圏内にあり、水稻の作付け及び小麦の収穫後に雑草が少し生えていましたが、きれいに管理されていました。8月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 9 号:稲川委員

議案第 1 号 処理番号 9 号について報告いたします。申請地は、下妻市役所から東へ 300m 圏内にあり、水稻、野菜、果樹の作付けがされていました。8 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。高橋委員。

高橋委員

案件についてではないのですが、申請人の方に確認する際に、電話に出てくれないことが多いので、私たち委員の電話番号を、知らせておいていただけると助かります。個人情報のこともあるので、希望のある方だけでいいと思います。以上です。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただ今の件について、事務局からはいかがですか。

事務局長(広瀬和男君)

では、番号を公表しても問題のない委員さんにおかれましては、申請のときに、申請者に伝えるような形で対応したいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

では、委員の方で、電話番号を教えても差し支えないという場合は、事務局へ連絡をしていただきたいと思います。その他、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

処理番号 4 号と 7 号の譲受人の方については、新たに、農地を取得する方だと思いますが、これについて、事務局ではどのように審査をしているのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

処理番号 4 号は、私の担当地区の案件で、鶴見委員に代理報告してもらいましたが、譲受人は、稲刈りや実家の手伝いもしていて、農業従事日数についても確認しまして、問題ないと思っていました。

7 番の方については、事務局からお願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。処理番号 7 号については、この申請人が所有している土地、雑種地になりますが、そこに隣接しているところを譲り受けて、面積的に少ないのですが、野菜等を栽培したいという申請でござい

ました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、調査結果についての発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

4ページ並びに、参考資料1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、6件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、畑、594㎡、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築するものでございます。

参考資料は、3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、下妻地内、畑、594㎡、申請理由は、借家に住んでおり、申請地に自己住宅を建築するものでございます。

参考資料は、5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、二本紀地内、登記、畑、現況、雑種地、322㎡、申請理由は、平成17年頃、申請地の一部にコンクリートを敷設し無断転用していたため、始末書添付のうえ、申請地に自己住宅を建築したく申請するものでございます。

5ページ並びに、参考資料は、7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、大串地内、畑、113㎡、申請理由は、貸地への進入路を設けるため、申請するものでございます。

参考資料 9 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、平沼地内、畑、543 m²、申請理由は、事業拡大に伴い既存の車両置場が手狭になったことから、既存事業所に隣接する申請地に車両置場を設けたく申請するものでございます。

参考資料は、11 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、申請地、若柳地内、登記、畑、現況、雑種地、365 m²、申請理由は、平成 6 年頃から駐車場として無断転用していたことから始末書添付のうえ、既存事業所に隣接する申請地に従業員及び荷物の搬入出の駐車場として受贈し、経営する会社へ貸すため、申請するものでございます。

農地区区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたします。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 4 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は、自己住宅基準面積の 500 m²を超えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ること、敷地内に家庭菜園を設けることから、申請面積が 594 m²となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は、自己住宅基準面積の 500 m²を超えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ること、敷地内に家庭菜園を設けることから、申請面積が 594 m²となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

議案書は 5 ページ、参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、9 ページ・10 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11 ページ・12 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1 号:稲川委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、水戸地方裁判所下妻支部から北東へ約 100m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号:稲川委員

議案第 2 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、水戸地方裁判所下妻支部から北東へ約 100m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号:野村委員

議案第 2 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、クリーンポート・きぬから北へ約 1.1 km にあり、申請地の一部にコンクリートが敷き均しされており、その内容は始末書で確認しました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号:白井委員

議案第 2 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は大宝公民館から南へ約 400 メートル

にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月20日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、進入路へ転用し貸し付けることについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号5号:栗原委員

議案第2号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、大宝公民館から南西へ約750mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月20日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号6号:程塚委員

議案第2号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江小学校から南へ約900mにあり、申請地は駐車場になっており、その内容は始末書で確認しました。8月20日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、貸駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

処理番号4号について、貸地の進入路として申請がありますが、現状ではどのように出入りしているのか、図面ではわからないし、なぜこの道路が必要なのかを教えていただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、願います。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。参考資料の申請地の右側、貸地となっているところは、倉庫等になっておりまして、こちららは大型トラックや貨物車の出入りが結構頻繁にあるようでございます。出入口としましては、南側のこの建物の下側が道路に面しているところ、こちらが貨物車の出入口で、従業員等の出入口も同じでしたが、従業員の乗用車等の出入口を分ける意味合いで、西側進入路を設けたいということでの申請の内容となっております。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、いかがですか。

塚田会長職務代理者

はい、わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員。

処理番号 5 号の譲受人について、お尋ねします。住所は、下妻地内のマンションということで、業務執行社員の譲受人の方は、外国人ですが、下妻市に住所の登録をしているのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。こちらの譲受人は下妻市に住民票がございます。

齊藤(森)委員。

住民票が登録されているならば、年齢がわかると思いますが、議案書に記載されておられません。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。こちらは企業の代表者ということで、個人ではないので、年齢は記載がされておられません。

議長(会長 齋藤孝夫君)

いつも、そういうことになっていると思います。会社などで代表者の場合は年齢欄は書いてありません。よろしいですか。

齊藤(森)委員。

はい、わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

6 ページ、並びに参考資料は、13 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、2 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、今泉地内、登記、畑、現況、雑種地、1,173 m²、申請理由は、事業拡大により既存の資材置場が不足することから、申請地の一部に碎石を敷いて無断転用していたため始末書添付のうえ、申請地に資材置場を設け、賃借りするものでございます。

参考資料は、15 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、下妻地内、田、1,950 m²、申請理由は、事業拡大により既存の資材置場が手狭になったことから、事業所に近い申請地に資材置場を設け、賃借りするものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 6 ページ、参考資料は、13 ページ・14 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、15 ページ・16 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 1 号:野村委員

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、働く婦人の家から北西へ約 1.3km にあり、申請地の一部が碎石等で敷き均しされており、その内容は始末書で確認しました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人及び賃貸人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号:吉川委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、砂沼広域公園観桜苑から南へ約 300m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。高橋委員。

高橋委員

また、相対的なことですが、先ほど齋藤(森)委員からもご質問があつて、個人の年齢は議案書に載せる、法人の場合は、年齢がないということで、載せていないのだと思いますが、全国的にこのような決まりなのでしょうか。

それと、もし差し支えなければ、この個人の年齢確認とはどういう方法で行っているのか。それと、法人の場合、例えば謄本などを見せてもらうのか。会社が設立されてからどのくらい経っているのかというのも、審議の参考になるとと思います。どういう決まりなのか、教えていただきたいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

高橋委員の意見について、事務局からいかがですか。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。法人の年齢欄についてですが、しばらく表記をしていないということでございまして、詳細については、すぐにはお答えできないので、また改めて、次回、ご報告できればと思います。

それから、年齢の確認でございしますが、市内に住所を有する者については、住民基本台帳の登録がございしますので、そちらで確認を取っております。また、市外の方については、住民票添付ということが原則でございしますので、そちらで確認しております。以上でございします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

高橋委員、いかがですか。

高橋委員

齊藤(森)委員と同じように、私も年齢欄が空白になっているのは、前から気になっていました。せめて、会社を設立して何年ぐらいになるのかを口頭でヒアリングするとか、謄本までは必要ないとしても、そういうものがあったら参考になると思います。個人的な希望ですが。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。法人については、会社の定款を添付していただいていますので、そちらで確認は取れる状態となっております。以上でございます。

高橋委員

確認が取れるのであれば、年数を記載してはまずいいのでしょうか。会社の設立からの年数は、会社として信頼がおけるかどうか等の参考になると思います。少し検討していただいて、後で決めていただければいいと思いますが。よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。今後こちらに記載するか否かについては、検討して参ります。

議長(会長 齋藤孝夫君)

記載があると参考になるということで、事務局で検討して、次回お答えさせるようにします。よろしいでしょうか。

高橋委員

はい、よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

7ページをご覧ください。

議案第4号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、3件の願出であります。非農地証明は、現況が山林で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は、宅地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鯨地内、2筆、畑、合計136.11㎡、農機具用車庫となった土地が56年経過するも、地目変更が未済のため、願出されたものであります。

処理番号2号、申請地、関本下地内、田、1,719㎡、現況が原野であるため、地目を変更したく願出されたものであります。

処理番号3号、申請地、今泉地内、畑、62㎡、住宅敷地となった土地が51年経過するも、地目変更が未済のため、願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:飯村委員(代理報告)

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、ふるさと交流館リフレこかいから南へ350mにあり、車庫敷地となっていました。8月20日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、車庫敷地となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号:鶴見委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。願出地は、上妻小学校から北へ約2.6kmにあり、原野となっていました。8月20日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、原野となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 3 号:野村委員

議案第 4 号 処理番号 3 号について報告いたします。願出地は、働く婦人の家から北西へ 1.3km にあり、住宅敷地となっていました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第 5 号の別紙をお開き願います。

議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式は、中間管理機構へ提出する本案について、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

それでは、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式についてご説明いたします。

こちらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地利用集積等促進計画でございまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、これ以降は機構法と申し上げますが、第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでござ

います。

お手元の議案第5号の資料、3枚目を開き、農用地利用集積等促進計画一括方式総括表をご覧ください。

今回、利用権が設定される農地につきましては、田が44筆、7万2,940.86㎡、畑が66筆、7万4,146.00㎡、合計いたしますと、110筆、14万7,086.86㎡となり、貸し手は31名、茨城県農林振興公社の転貸後、借り手は26名で、県の公告を経て、開始は令和7年10月1日となり、期間は新規は3通り、継続は10年1ヶ月となります。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一括方式一覧をご覧ください。左から農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者、利用権を設定する土地、賃借権の設定等を受ける者・行う者、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者、農地中間管理機構に設定及び転貸される権利の内容となっています。賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、機構法第18条第5項第2号の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本計画案については、この後、農業委員会が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で説明を終了いたします。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。発言はありますか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

賃借期間について、10年、10年1ヶ月、10年3ヶ月などありますが、期間が違うのは、どういった意味合いがあるのか、教えていただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(杉田由里子君)

中間管理事業の契約は原則10年以上となっております、今回、その月数でばらつきがございますのは、賃借料の支払月に合わせるためとなっております。支払時期が10月12月3月と設定がありまして、そこに合わせるために、月数に違いが出ております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、いかがですか。

塚田会長職務代理者

わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案、一括方式に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

続いて、議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第 6 号の別紙をお開き願います。

議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸は、中間管理機構へ提出する本案について、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸について、ご説明をさせていただきます。こちらにつきましても、議案第 5 号と同様、機構法第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。

お手元の議案第 6 号の資料をご覧ください。

3 枚目を開き、農用地利用集積等促進再転貸総括表をご覧ください。

こちらにつきましては、受け手、耕作者の変更に伴い、配分計画を変更するものでございます。貸借期間が 5 通りございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の配分面積は田が 1 筆、2,584.00 m²、畑が 8 筆 1 万 3,015.00 m²、計 9 筆、1 万 5,599.00 m²で、地権者が 5 名、配分を受ける者は 5 名でございます。内容につきましては、次の 1 ページから 5 ページまでの農用地利用配分計画一覧の記載のとおりでございます。

なお、本計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で説明を終了いたします。ご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

1 ページに、地権者情報の住所と所有者の欄がありますが、住所に特別養護老人ホームとあります。所有者の名前が書いてありますが、この人は意思表示ができるのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(杉田由里子君)

所有者ということで、お名前が載っておりますが、こちらの件に限らず、ご本人に確認することが難しいという場合は、お子様ですとか、ご親族様に確認することになります。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

農地の相続の問題や、こういう問題がだんだん増えてきますね。その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案、再転貸に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

続いて、報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

8 ページをお開き願います。

報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回 2 件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、大宝地内、田、868㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る7月11日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、大木地内、田、1,739㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る7月11日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

9ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、9ページから13ページまで、22件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和7年第8回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後2時37分）

議 長 齋 藤 孝 夫

署名委員 稲 川 広 美

署名委員 飯 村 春 夫